商品概要説明書	<u>「</u> (令和4年3月1日現在)
商品名	フリーローン「チョイス」
ご利用いただ ける方	以下の条件を満たし、全国しんくみ保証㈱の保証(㈱オリエントコーポレーションの 再保証)が得られる方 ・申込時の年齢が満20歳以上で、完済時81歳未満の安定継続した収入の見込める方 ・当組合営業地区内に住所もしくは勤務先または事業所を有する方 ・当組合とお取引のある方またはお取引ができる方 ・申込時及び実行時において当組合のお借入が延滞していない方
お使いみち	・借換資金を含め自由です。(事業性資金を除く)
ご融資金額	<ul> <li>・10 万円以上 1,000 万円以下 (1 万円単位)</li> <li>※インターネットからお申込の場合は 500 万円以内となります。</li> <li>※【職域フリー】については、10 万円以上 500 万円以下 (1 万円単位)</li> <li>※主婦・アルバイトの方は 30 万円以下でのお申込が可能となります。</li> </ul>
融資口数	お一人様1口となります。 (但し、「チョイス」と「職域フリー」の併用が出来ます)
ご融資期間	・10 年以内(据置不可) (但し、半年毎の増額返済を併用する場合は 1 年以上となります)
ご融資利率(優遇金利)	・固定金利 保証会社の審査により以下の4通りの利率が適用となります。 「チョイス」 チョイス2・・・9.6% チョイス3・・・11.8% チョイス5・・・12.8% チョイス8・・・14.6% 「職域フリー」 職域フリー・・・5.8% 職域フリー・・・7.5% 職域フリー・・・9.5% 職域フリー・・・12.0% ・当組合に給与振込または財形貯蓄預金の取引がある方は、保証会社の承諾利率から 1.0%の金利を優遇いたします。但し、「職域フリー」は除きます。
ご返済方法	・元利均等返済又は元利均等ボーナス併用返済 但し、ボーナス併用の増額返済分の元金はご融資金額の50%以内で1万円単位となります。

商品名	フリーローン「チョイス」
保証人・担保	・全国しんくみ保証㈱の保証を利用いたしますので、原則必要ありません。
	但し、保証会社が必要と認めた場合は、連帯保証人が必要となります。
必要書類	・本人確認資料 運転免許証、パスポート(令和2年2月3日以前に申請された所持人記載欄があり 住所を確認できるもの)、住民基本台帳カード(顔写真付き)、マイナンバーカード (表面部分のみ)、運転経歴証明書いずれかの写しとなります。 顔写真付き確認資料がない場合は健康保険被保険者証ご用意ください。 ※健康保険被保険者証の写しは記号・番号がマスキングされたものを使用します。 ・その他、必要な書類をお願いする場合がございます。 ※申込人が外国人の場合、上記の確認資料に加え、在留カード、特別永住者証明書、 外国人登録証明書のいずれかをご用意ください。
手数料等	・ご融資金額 50 万円以上かつご融資利率 12.0%以下でご契約の場合、
	取扱手数料 1,100 円(消費税込)が必要になります。
	・ご契約の際、印紙税(実費)をご負担いただきます。
	・ご返済中に繰上返済をされる際には、当初ご融資金額 50 万円以上かつご融資利率
	12.0%以下の場合、1,100円(消費税込)をお支払いただきます。
返済試算額の	・ホームページ上でご返済額の試算ができます。
入手方法	
苦情処理措置· 紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または茨城県信用組合リスク管理部 お客様相談室にお申し出ください。 【茨城県信用組合リスク管理部 お客様相談室】 電 話:0120-310-206 受付日 :月曜日~金曜日 (土・日曜日、祝日および金融機関の休業日は除く)受付時間:午前9時~午後5時なお、苦情等対応手続については、各営業店にポスターを掲示しているほか、当組合のホームページにも掲載していますのでご覧ください。 ホームページアドレス https://www.kenshinbank.co.jp/
	東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3581-2249) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、 上記茨城県信用組合リスク管理部またはしんくみ相談所にお申し出ください。 また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくこと も可能です。

商品名	フリーローン「チョイス」
	なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。
	さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いた
	うえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。
	① 移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。
	② 現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護
	士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当り
	ます。
	※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんので
	ご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。
	【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】
	受付日 : 月曜日~金曜日 (祝日および協会の休業日は除く)
	受付時間:午前9時~午後5時
	電 話 : 03-3567-2456
	住 所 :〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
	(全国信用組合会館内)

- ■くわしくは、店頭にお問合せください。
- ■ご利用には所定の審査がございます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので ご了承ください。

## 茨城県信用組合